

男女共同参画会議（第55回） 議事要旨

日時：平成30年10月31日（水）17:10～17:30

場所：総理大臣官邸4階大会議室

【出席者】

議長	菅	義偉	内閣官房長官
議員	石田	真敏	総務大臣
同	山下	貴司	法務大臣
同	麻生	太郎	財務大臣（代理 うへの 賢一郎 財務副大臣）
同	柴山	昌彦	文部科学大臣
同	根本	匠	厚生労働大臣
同	吉川	貴盛	農林水産大臣（代理 小里 泰弘 農林水産副大臣）
同	世耕	弘成	経済産業大臣（代理 関 芳弘 経済産業副大臣）
同	石井	啓一	国土交通大臣
同	原田	義昭	環境大臣
同	山本	順三	国家公安委員会委員長
同	片山	さつき	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	柿沼	トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
同	佐藤	博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	佐々木	則夫	十文字学園女子大学副学長
同	志賀	俊之	日産自動車株式会社取締役
同	高橋	史朗	麗澤大学大学院特任教授・モラロジー研究所教授
同	辻村	みよ子	明治大学法科大学院教授
同	林	文子	横浜市長
同	松田	美幸	福津市副市長
出席者	宮腰	光寛	国務大臣
同	渡辺	博道	復興大臣
同	原田	憲治	防衛副大臣
同	西村	康稔	内閣官房副長官
同	野上	浩太郎	内閣官房副長官
同	杉田	和博	内閣官房副長官

【議事次第】

1 開会

2 議題

- (1) 女性活躍推進法の施行後3年の見直し等について
- (2) 「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく施策の取組状況について

3 閉会

【配布資料】

- 資料1 女性活躍推進法について
- 資料2 厚生労働省における女性活躍推進法の見直し等の検討状況について
- 資料3-1 松田議員提出資料
- 資料3-2 小西議員提出資料
- 資料3-3 芳野議員提出資料
- 資料4 「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成31年度予算概算要求等について（概要）
- 資料5 重点方針専門調査会における審議について
- 資料6 女性に対する暴力に関する専門調査会における審議について

1. 開会

2. 議題

(1) 女性活躍推進法の施行後3年の見直し等について

- ① 片山大臣より、女性活躍推進法の施行後3年の見直しについて、説明があった。 資

料1

- 女性活躍推進法は、附則において施行後3年を経過した場合の検討規定が設けられている。その附則に基づき、現在、民間部門については労働政策審議会雇用環境・均等分科会、公務部門については女性活躍推進法公務部門に関する検討会においてそれぞれ見直しの議論を行っており、年内を目途に一定の結論を得る予定。
- 公務部門については、率先垂範の観点から行動計画策定後の次のステップとして、情報開示の拡大、取組状況に応じた企業へのインセンティブの充実などについて検討していくこととしている。
- 我が国の女性の活躍が次のステージへとジャンプアップできるよう、しっかりと同法の施行後3年の見直しについて、検討を進める。

- ② 根本厚生労働大臣より、厚生労働省における女性活躍推進法の見直し等の検討状況について、説明があった。 資料2

- 労働政策審議会雇用環境・均等分科会では、事業主行動計画の策定推進や、数値目標の設定のあり方、情報公表の対象項目の設定のあり方等が主な論点として議論されている。
- 女性が働きやすい職場環境を整備するためには、セクハラ等のハラスメント対策が重要。女性活躍推進法の見直しの議論と併せて、セクハラ防止対策の実効性の向上、パワハラについて法整備・ガイドラインなど必要な防止対策のあり方等について議論を行っている。
- 女性の職業生活における活躍を推進する取組を加速し、その能力を十分発揮できる職場環境を整備するため、労働政策審議会における結論を踏まえ、必要な対応を行ってまいりたい。

- ③ 説明を受け、有識者議員から以下のような意見が述べられた。

(柿沼議員)

- 「男性中心型労働慣行等の変革」は現在もなお大きな課題。ワーク・ライフ・バランス、税制や社会保障制度の仕組み等の改革が重要。

(林議員)

- 女性活躍推進法の制定以後、官民一体の取組の効果は非常にあらわれている。横浜市の今年の市民意識調査では、61%の方が「職場で女性活躍の取組が進んでいる」と回答。中小企業対象のワーク・ライフ・バランス認定制度「よこはまグッドバラ

ンス賞」では、応募が一昨年69社から今年166社に増加。

- 女性活躍推進法の見直しにあたっては、一般事業主行動計画の策定の義務付け対象を、従業員101人以上の事業主に引き下げるべき。301人以上事業主では、状況把握が必須の4項目全ての公表を義務化すべき。

(松田議員) **資料3-1**

- 正規職員として働きたい女性が、非正規という形態しか選択できないという状況を改善するよう、フェアな環境を整備すべき。雇用形態によらず、その人が持つ能力が十分に発揮できるような配置・育成・評価を推進するような働きかけが必要。

ほか、結成の小西議員および芳野議員から書面にて意見の提出があった。 **資料3-2、**

3-3

(2) 「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく施策の取組状況について

- ① 佐藤議員より、重点方針専門調査会における議論について、説明があった。 **資料4、**

5

- 「女性活躍加速のための重点方針2018」が、来年度予算概算要求にどう反映されているかをフォローアップするため、重点方針専門調査会を2回開催。「資料4」は予算概算要求のうち主なものをまとめたもの。施策の新規性や重要性等を考慮して選定した項目について、ヒアリングを実施した中で出された主な意見を「資料5」にまとめている。
- 医学部医学科の入学者選抜における問題について、文部科学省及び厚生労働省からヒアリングを実施。男女共同参画に大きな影響を与える重要な事件であることに加え、問題の背景にある医師の働き方の改革が緊急の課題との意見があった。

- ② 辻村議員より、女性に対する暴力に関する専門調査会における議論について、説明があった。 **資料6**

- 委員の立場から意見を申し上げたい。今回の医学部入試問題は、医療分野の女性活躍推進を明記してきた第4次男女共同参画基本計画の取組にも真っ向から逆行するもので、背景に働き方問題があることから、非常に重要な問題だと認識。とくに、入試における女子の一律減点は、「性別に由来する不合理な差別」であり、憲法14条第1項、教育基本法第4条等に反するもので、私立大学であっても、また入試要項に説明があったとしても許されないものであることを明確にしていかなければならないと考える。文科省や関係各省においては、厳正な対応をお願いしたい。
- 「女性活躍加速のための重点方針2018」の来年度予算概算要求への反映状況についての審議で出された主な意見を「資料6」の上段に記載。
- 暴力専門調査会で、セクハラ対策に係る諸課題について、より広く俯瞰的な観点から調査・審議を実施。具体的には、諸外国の法制度や国内の教育、スポーツ、民

間部門、各分野における取組状況や課題を把握するために、学識経験者や団体からヒアリングを行っている。諸外国では、ハラスメント防止法や差別禁止法などにより法制化を行って対応している国が多数存在していることから、我が国においても、今後の参考に供するため、報告書を作成予定。

- 本年6月に決定されたセクシュアル・ハラスメントの「緊急対策」のフォローアップも行い、年度内に取りまとめを行いたいと考えている。

(3) 菅議長（内閣官房長官）から締めくくりの挨拶として、以下の発言があった。

- 「すべての女性が輝く社会」の実現は、安倍内閣の最重要課題。これまでの取組の結果、平成24年と比べ、女性の就業者数が201万人増え、上場企業の女性役員数も2.7倍となるなど、着実に成果があがってきている。
- 引き続き、すべての女性が、自らの希望に応じ、個性と能力を十分に発揮し、輝くことができる社会の実現を目指して、取組を加速していきたい。
- 関係大臣におかれては、本日の議論を踏まえ、女性活躍推進法の見直し等に向け、以下のことに取り組んでいただくようお願いしたい。
 - 企業における行動計画の策定・推進、情報公表の強化等について検討すること、
 - 国・地方公共団体が、行動計画の実効性を高め、女性活躍を一層進められるよう、率先垂範の観点から、公務部門においてもしっかりと検討すること、
 - 併せて、女性が能力を十分発揮する職場環境の整備に向け、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止対策の強化について、積極的に検討すること。
- 各大臣におかれては、「重点方針2018」についても、取組を着実に推進していくようお願いしたい。

以上